

基本計画

第3章

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく自立した生活ができるまち

3-1 互いに支え合う地域福祉の充実

施策統括責任課
福祉総務課

■ めざす姿(成果目標)

市民は、自主的かつ継続的に地域の支え合い活動に参加し、地域の助け合いにより安心して暮らしている。

■ 成果指標と目標値

成果指標	単位	現在 基準値 (2013)	将来 目標値(2019)	将来 目標値 (2024)
地域での助け合いが行われていると感じている市民の割合	%	66.9	71.2	75.0
日常的に福祉活動を行っていると思う市民の割合	%	26.9	31.2	35.0

■ 背景と課題

【背景】

- 本市では、少子・高齢化の進行に伴う地域の相互扶助機能の弱体化や、超高齢社会における福祉ニーズの多様化に対応するため、地域住民が主体となって見守り、助け合い、支え合う取組の必要性が高まっています。

【課題】

- 多様化する福祉ニーズに対応するため、自助・共助・公助による課題解決の仕組みづくりや地域福祉の担い手となる人材の確保が求められています。
- 校区の社会福祉協議会や地域自治組織などを中心とした、見守り活動やちょこっとボランティア活動など、地域に根ざした福祉サービスの充実が求められています。
- 地域社会において支えを必要としている人やその家族のための相談機能の強化など、総合的な体制づくりが求められています。

■取組方針

市民の生活拠点である地域で、自分らしく安心して充実した生活が営めるように、地域住民による支え合いの仕組みや人づくり、相談機能の強化など総合的で多機能な支援サービスの提供に取り組めます。

施 策	取組（基本事業）	概 要
3-1 互いに支え合う地 域福祉の充実	3-1-1 地域による福祉活動の推進	地域の理解と協力、役割分担のもと、地域住民自らが行う福祉活動に必要な初期整備や運営基盤を支援することにより、地域福祉の担い手を拡大します。
	3-1-2 福祉サービスの充実	市民、市民活動団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築して、多様なニーズに対応する福祉サービスを提供します。

■ 関連する計画

地域福祉計画

3-2 住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者福祉の充実

施策統括責任課
高齢福祉課

■ めざす姿(成果目標)

高齢者は、介護状態にならないよう予防に努めながら、生きがいを持つことや社会参加することなどによって、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしている。

■ 成果指標と目標値

成果指標	単位	現在 基準値 (2013)	将来 目標値(2019)	将来 目標値 (2024)
自分らしくいきいき生活している高齢者の割合	%	65.4	70.8	75.0
要介護 (要支援を含む) 認定を受けている人の割合	%	19.7	20.9	22.0

■ 背景と課題

【背景】

- ・全国的な高齢化の進行と同様に、本市の高齢化率も2013年(平成25年)3月末で23.9%に達しており、今後も高齢者の割合は増加することが見込まれます。
- ・高齢者のみの世帯や認知症高齢者など支援を必要とする市民の増加が見込まれます。
- ・介護や医療に係る社会保障費も増加が懸念されます。

【課題】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって安心して暮らし続けていくための環境づくりや高齢者を身近で支える家族へのサポートが必要です。
- ・高齢者一人ひとりが心身ともに健康を保ち、介護を必要としない状態を、長く維持していくことが重要です。
- ・高齢者が孤立することなく、長年培ってきた知識や経験、技能を生かし、生きがいをもって社会に参加できる環境づくりが求められています。
- ・老後に健康で安定した生活を送るため、介護保険制度や国民年金制度、高齢者医療制度が適正

に運営されるよう、各制度の重要性について周知し、医療費等の社会保障費の動向を広く理解してもらう必要があります。

■取組方針

高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、高齢者の生活支援を推進するとともに、**医療と介護の連携をすすめ**、地域で支える体制を整えます。また、介護状態にならずにいきいきと過ごせるように、健康づくりや介護予防を推進し、生きがいづくりの機会や社会参加の場づくりに取り組みます。

施 策	取組（基本事業）	概 要
3-2 住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者福祉の充実	3-2-1 在宅生活・地域生活への支援	高齢者が、住み慣れた地域において、在宅で充実・自立した生活を送ることができるよう、外出や家事支援などの日常生活を支援します。また、 在宅医療・介護を一体的に提供し 、高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。
	3-2-2 介護予防の推進	高齢者が、要介護状態にならないように、地域の相談窓口の拠点である「おたっしや本舗（地域包括支援センター）」を活用した健康づくりや介護予防を推進します。
	3-2-3 介護保険事業の円滑な推進	介護保険制度への理解を高めるため、広報の充実を図ります。また、相談窓口の充実により、質の高い介護サービスの提供を図ります。
	3-2-4 生きがいづくり・社会参加の促進	高齢者が経験や知識を活かし、地域でいきいきと活躍できる環境を整備し、生きがいづくりや社会参加を支援します。
	3-2-5 国民年金制度の啓発推進	市民の年金受給権の確保のため、国民年金への理解を高める広報啓発や相談体制の充実を図ります。
	3-2-6 高齢者医療制度の推進	高齢者自ら健康管理や介護予防に取り組む意識を深めてもらうため、高齢者医療制度や医療費の動向についての広報啓発や相談体制の充実を図ります。

■ 関連する計画

高齢者保健福祉計画

3-3 共生社会をめざす障がい者福祉の充実

施策統括責任課
障がい福祉課

■ めざす姿(成果目標)

障がい者は、必要な支援や社会参加の機会などが確保され、障がいのあ
る無しに関わらず、互いに尊重しあい、地域社会においていきいきと生
活している。

■ 成果指標と目標値

成果指標	単位	現在 基準値 (2013)	将来 目標値(2019)	将来 目標値 (2024)
福祉的就労支援を受け る人数	人	667	767	767
グループホームにて自 立した生活をしている 人数	人	283	334	383

■ 背景と課題

【背景】

- ・本市の障がい者数は、2013年（平成25年）3月末現在、17,246人となっており、高齢化の進
行や社会的な不安感の増大等により年々増加しており、あらたに難病の方が支援対象者に位置
づけられたことで、支援を必要とされている方はさらに増加していくものと思われます。
- ・発達障がい、高次脳機能障がいをはじめとして、より個々の特性に合わせた支援が求められて
います。

【課題】

- ・障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、地域の理解のもと、障がい者を支援する家
族をはじめ、医療、保健、福祉、教育の専門機関などと連携した総合的な支援が必要です。特
に、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などの特性の周知、個々の特性に合わせた福祉サー
ビス等の確保が求められています。
- ・障がい者が地域で安心して暮らしていくために、まず「住まいの場の確保」とともに経済基盤
を確立するための「就労の場の確保」が求められています。
- ・障がい者が自立し、生きがいを持って生活を送るために、個々の能力に合わせて就労でき、社

会活動に参加できる地域社会をつくることが重要になります。

■ 取組方針

ノーマライゼーションの理念のもと、市民が障がい者に対する理解を深め、障がい者が地域や家庭で安心して安全な日常生活を送ることができる環境の整備を進めるため、地域生活への支援や就労への支援などに取り組みます。

施 策	取組（基本事業）	概 要
3-3 共生社会をめざす 障がい者福祉の充 実	3-3-1 地域生活への支援	障がい者及びその家族に応じた適切なサービスを提供するためにいつでも相談できる体制を整備します。また、ホームヘルプサービスや、グループホームの整備など支援体制の充実を図ります。
	3-3-2 社会参加への支援	障がい者の日中活動の場を充実させ、ガイドヘルパーや手話通訳の派遣など移動やコミュニケーションに関する支援の充実を図り、障がい者の社会参加を促進します。
	3-3-3 就労への支援	一人でも多くの障がい者が就労できるよう、国や県の各関係機関・窓口との連携を強化します。また、一般就労が困難と思われる障がい者については、福祉的就労の場を確保するとともに、障がい者就労施設等からの物品調達を推進するなど、障がい者の工賃アップを図り、障がい者の経済基盤の強化に努めます。

■ 関連する計画

障がい者プラン

3-4 健康づくりの推進と保健・医療の連携

施策統括責任課
健康づくり課

■ めざす姿(成果目標)

市民一人ひとりが、健康づくりと疾病予防に取り組み、健診等により病気の早期発見・早期治療につなげるとともに、安心して医療が受けられることにより、地域でいきいきと健康に暮らしている。

■ 成果指標と目標値

成果指標	単位	現在 基準値(2013)	将来 目標値(2019)	将来 目標値(2024)
毎年(3年以上継続して)、何らかの健診を受けている市民の割合	%	56.0	63.0	70.0
生活習慣病の指導対象者の割合(佐賀市国保特定健診受診者)	%	56.7	53.3	50.0
健診結果を自らの健康管理に活かしている市民の割合	%	76.1	78.0	80.0

■ 背景と課題

【背景】

・ライフスタイルの変化により、生活習慣病や**こころの病気**は増加傾向にあり、**医療費や市民の生活の質**に大きな影響を与えています。このため、**これらの疾患の発症予防に視点を置いた市民の健康づくり**が求められています。

【課題】

- ・生活習慣病の予防や治療には、運動や食生活の改善が必要です。健康に気をつけた生活を送る市民は増えているものの、生活習慣病になる人も増加しています。
- ・心身の健康維持と適切な治療のためには、定期的な健診受診を推進するなど、市民一人ひとりの心と身体の健康に関する意識啓発が必要です。
- ・多種多様な感染症の発生・流行に応じた対策と予防策などの正しい知識の啓発が求められてい

ます。

- ・国民健康保険を安定的で持続可能なものとしていくために、生活習慣病の予防など、医療費の適正化に取り組むことが急務です。
- ・休日夜間こども診療所や休日歯科診療所は、日曜・祝日等における小児内科、歯科の初期救急医療を担う施設として、今後も行政の関与が必要です。また、救急医療体制を維持するためには、医療機関の適正な受診についての啓発が求められています。
- ・北部の中山間地域では、民間医療機関での医療提供が困難であるため、公的医療機関による対応を継続していくことが求められています。

■ 取組方針

市民一人ひとりが、健康に暮らしていくために、ライフステージに応じた健康づくりの支援や疾病予防などに努めます。また、安心した生活に欠かせない救急医療体制の確保と中山間地域の医療の充実に取り組みます。

施 策	取組（基本事業）	概 要
3-4 健康づくりの推進 と保健・医療の連 携	3-4-1 自主的な健康づくりの 支援	健康づくり活動を推進する人材を養成し、地域でのボランティア組織による健康づくり活動の支援や食育の推進に取り組み、市民が自ら健康づくりに取り組む意識の向上を図ります。
	3-4-2 疾病の予防と早期発見	胎児・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康診査とフォローを充実させます。また、自殺対策の一環として、心の健康に関する啓発活動にも取り組みます。
	3-4-3 感染症の予防	予防接種の実施と正しい知識の普及により、疾病予防に努めます。感染症の発生時には、関係機関と連携して、予防策を講じます。
	3-4-4 国民健康保険の充実	被保険者の健康づくり活動を支援し、健康の増進を図ります。また、国民健康保険制度の理解と意識啓発により、医療費の適正化と税込確保を図ります。
	3-4-5 救急医療体制の確保	休日夜間こども診療所、休日歯科診療所の運営を継続し、小児科、歯科疾患患者の初期救急医療を確保します。また、夜間や祝日等の医療機関の情報提供や救急医療の適正利用についての意識啓発を図ります。

	3-4-6 中山間地域の医療の充実	医療機関が少ない中山間地域の医療の拠点として、富士大和温泉病院や三瀬診療所の安定した運営に努めます。
--	----------------------	--

■ 関連する計画

健康づくり計画

食育推進基本計画

3-5 自立を支える生活福祉の充実

施策統括責任課
生活福祉課

■ めざす姿(成果目標)

市民は、失業や病気などで生活に困窮した場合であっても最低限度の生活が保障されており、就労支援等によって自立した生活を送ることができるようになっている。

■ 成果指標と目標値

成果指標	単位	現在 基準値(2013)	将来 目標値(2019)	将来 目標値(2024)
生活保護受給者のうち、 就労支援を受け収入増 となった人の割合	%	65	71	76
生活困窮者等の自立支 援対象者のうち、生活改 善が見られた人の割合	%	70	75	80

■ 背景と課題

【背景】

- ・経済的困窮、社会的孤立、さらには家庭問題や病気など、様々な課題が複合的に重なり、支援や救済を必要とする人々への対応が複雑化・多様化しています。

【課題】

- ・生活保護世帯の自立を促進するためには、保護を受ける初期の段階で、集中した自立支援を行う必要があります。
- ・いくつもの課題を複合的に抱え、複雑化・多様化する生活保護の相談内容に対して、適切な助言や支援を行うために、ケースワーカーや相談員には専門的知識が求められています。
- ・生活保護に至る前の段階にある生活困窮者について、困窮状態からの早期脱却を支援するために、本人の状態に応じた多様な支援が求められています。
- ・経済的困窮者や社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐために、地域のネットワークの構築やNPO・公的機関との連携強化など、横断的な総合相談体制の強化を図る必要があります。

■ 取組方針

生活保護世帯や生活困窮者の実情に応じた支援を行うため、関係機関との連携を強化しながら、セーフティネットとしての生活保護の適正な実施と早期の自立支援に取り組みます。

施 策	取組（基本事業）	概 要
3-5 自立を支える生活福祉の充実	3-5-1 適正扶助の推進	生活保護世帯ごとの実態の的確な把握と、実情に即した相談・支援体制の構築により、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するよう努めます。また、適切な助言や支援を行うため、ケースワーカーや相談員の専門性の向上を図ります。
	3-5-2 自立支援体制の充実	関係機関との連携強化を図り、生活困窮者等に対して、本人の状況に応じた包括的な相談支援、就労促進のための支援、貧困の連鎖防止を図るための学習支援を実施します。